

議事日程（第7号）

平成28年 3月25日 午前9時開議

- 日程第1 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第17号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第18号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 日程第3 第32号議案 平成28年度神河町一般会計予算
第33号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第34号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第35号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第36号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算
第37号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算
第38号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
第39号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第40号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第41号議案 平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第42号議案 平成28年度神河町水道事業会計予算
第43号議案 平成28年度神河町下水道事業会計予算
第44号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第4 第45号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
第46号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 日程第5 第47号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
- 日程第6 発議第1号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 発議第2号 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件

- 第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
 第17号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
 第18号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
 日程第3 第32号議案 平成28年度神河町一般会計予算
 第33号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
 第34号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
 第35号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第36号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算
 第37号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算
 第38号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
 第39号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
 第40号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
 第41号議案 平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
 第42号議案 平成28年度神河町水道事業会計予算
 第43号議案 平成28年度神河町下水道事業会計予算
 第44号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算
 日程第4 第45号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
 第46号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
 日程第5 第47号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
 日程第6 発議第1号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第7 発議第2号 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第8 議員派遣の件
 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤 田 俊 一 係長 槇 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課長	石 堂 浩 一
副町長	細 岡 重 義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長	澤 田 博 行	山 下 和 久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長	真 弓 俊 英
.....	谷 口 勝 則	地籍課長	児 島 則 行
総務課長	前 田 義 人	上下水道課長	中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
.....	児 島 修 二	大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細 岡 弘 之
.....	藤 原 登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長	藤 原 秀 洋	浅 田 譲 二
税務課長	和 田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松 田 隆 幸
.....	田 中 晋 平	教育課参事兼センター所長	
		坂 田 英 之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

今朝は大変寒い朝になりました。おそろいで御出席賜り、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第68回
神河町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、早速審議に入ります。

日程第1 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員長の宮永でございます。

3月3日、第68回神河町議会定例会において本委員会に付託された議案は、審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77号の規定により、報告をいたします。

まず、全容を一覧でまとめてありますので、これでまず御報告を入れます。議案番号として第4号議案、件名としては神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件、これについては原案可決であります。

また、第15号議案……。

○議長（安部 重助君） 委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） はい。

○議長（安部 重助君） 4号議案のみの報告をお願いします。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 議案ね、はい。第15号議案。

○議長（安部 重助君） いや、15は要りません。4号議案。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） ちょっと待ってくださいよ。はい。

ちょっと私のミスで順序を取り間違えておりましたので、議案ごとに進めてまいります。

第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件でありまして、これについて審査の結果ということで、3月3日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました第4号議案については、3月7日に審査した結果、当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。賛成者は全員でありました。

審査の経過としては、日時は3月7日午前9時から午後2時35分まで、役場第3会議室において、総務文教常任委員会委員8名全員と議長、執行部からは町長ほか特別職及び各課管理職の出席のもと他の付託とともに審査を行いました。

議案の審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ行政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすか、執行にどのように反映されるべきかなどの観点から審査を行いました。

主な質疑等について説明を申します。まず、質疑としてひと・まち・みらい課の名称について、この新しく設置される課の名称についてであります。みらい課のほうがインパクトがあるのではないかというふうなお尋ねをいただいております。これに対して答弁としては、わかりやすくインパクトがある名称にしたということでの説明でございます。地域創生を意識して、ひとの未来、まちの未来という意味でこの名称になったということでもあります。組織検討委員会において慎重に検討した成果でもありますという説明がありました。

また、続いてのお尋ねとしては、地域創生を強力に推進するために新しい課と考えるが、その思いはいかかなものかというところでもございました。これに対して御答弁としては、各課の連携が重要になるということで、地域創生で新たに事業展開をする部分が

多くある。そのために新しい課で主体を担って推進することによって、職員のモチベーションを高めていきたいというふうな趣旨でございます。

また、お尋ねとしては、各課で行っているアクションプログラムが全て地域創生につながっていると考えるが実際の事業を新しい課で行うとのことだが、既存の担当課の事業とのすみ分け、調整、連携が果たしてできるのかどうかという質問でありました。これに対して御答弁は、ひと・まち・みらい課が担当するのは、地域創生の計画及び総合調整に関することとして、計画の企画と各課に割り振った事業の進捗管理の部分を担当するというふうなところでございました。また、アグライノベーション事業、シングルマザー移住支援事業、旧粟賀小学校跡地の利活用を検討するPFI事業など、今までなかったもので、新たな取り組みをしかけていく部分を担当するものでありますとの説明であります。

さらに、もちろん関係課との連携が重要であると認識しておりますが、全職員に対する情報共有はもちろんのこと、新しい取り組みについてはその都度議会に報告をさせていただきますというふうな御答弁でございました。

また重ねてお問い合わせとしては、シティマネージャーとして国から派遣していただく予定の林野庁の職員の位置づけや権限についてはいかがなものかということでもございました。これに対しての御答弁は、役職は町参事としてひと・まち・みらい課に所属していただくこととなります。シティマネージャーに期待することは、林野庁の職員ですので神河町の林業政策について、林業についての新しい切り口であるとか国の補助メニューなどを活用した新しい仕掛けをつくっていくこと等を担っていただくということでもございます。

こういうところでありましたが、質疑を終結し討論を行いました。討論については、藤原日順副委員長から賛成討論がありました。内容について要約しますと、ひと・まち・みらい課の名称は非常によいと感じております。行政運営においてまず配慮されるべきは人であり、町民が中心であって、人が大切にされ集まってくることによって町ができる。町が発展することによって未来ができる。まさにひと・まち・みらい課はそれにふさわしい名称であると感じますというふうなことを述べておられます。

以上で、第4号議案の審査報告を終わります。原案可決ということでございました。次に……。

○議長（安部 重助君） 委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） はい。

○議長（安部 重助君） ここでオーケー、はい。

ただいま4号議案について、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さ

んでした。

これより4号議案についての討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第15号議案から第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第15号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第16号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第17号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件及び第18号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件の4議案を一括議題といたします。4議案の審査を付託してありました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） では、総務文教常任委員長報告をいたします。

第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、一括ということでございます。3月25日総務文教常任委員会付託審議の審査報告ということで、報告をいたします。

第15号議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件について、作畑・新田辺地ということでございます。

また第16号議案、これについて辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件について、大畑辺地ということでございます。

また第17号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件について、上越知辺地、第18号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件について、上小田辺地ということでございます。

辺地の3件と15号、16号、17号、これ3件を一括でまず進めます。審査の結果について申し上げます。3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案については、3月7日に審査した結果、いずれも当委員会として原案のとおり可決することに決定したのでありますが、これについて詳細について述べさせていただきます。

第15号議案、第16号議案、第17号議案につきましては、賛成者は全員7名であ

りました。第18号議案につきましては、賛成者多数5名でありました。なお、18号議案につきましては、藤原日順委員、藤原資広委員から少数意見留保の申し出がありましたので、その旨御報告しておきます。

審査の経過につきましては、先ほどの第4号議案の審査報告と同様ですので、省略いたします。

主な質疑については、次のとおりでございました。各号議案について区分けしたもので御報告をします。

まず、15号議案については質問として、作畑・新田線の計画には橋梁は含まれているのかどうかというのがございました。これについての御答弁は、橋梁部分については、かけかえや幅員を広くするには多額の経費がかかるので、現在のところこの計画には含まれていないということでございます。

また、重ねての質問は、作畑・新田線整備事業は5年間の計画となっているが、5年で完了するのかというところでございます。これに対しては、5年では終わらないということでございます。それ以降はさらに辺地計画の策定が必要になるというふうな答弁でございます。

また、重ねての質問は、施工箇所の順番等については、地元との調整は果たしてできているのかどうかというふうなところのお尋ねでございます。これに対しては、辺地計画と予算の議決後に、整備計画の案について地元区長さんと協議をしていきたいというふうなことでの御答弁でございました。

これについて質疑を終結し、討論を行いました。特に山下皓司委員から賛成討論がありましたのでここで紹介をします。内容は、地元からの長年の要望箇所であるし、現地の状況を見てもぜひ必要な事業であると、5カ年の計画であるが、なるべく早くできるように期待するとともに、将来改良計画がこの計画に上がってくるような取り組みを推進されることを期待して賛成しますというところでございます。

続きまして、第16号議案についての説明を申します。質問として出ましたのは、大畑地内の三つの橋の修繕について、平成28年度単年度の計画になっているが、1年で完了するのか否かというふうなところでございます。これに対しては、詳細設計を行い工事を行うが、1年で終わらなければ次年度に繰り越しますというふうな御答弁でございました。討論は特にありませんでした。

引き続きまして、第17号議案について御説明をします。質問としては、上越知地内の五つの橋の修繕について、平成28年度に詳細設計を行い、平成30年度から工事を行うような計画になっているが、平成29年度を飛ばした理由は何かというふうなところでございます。これについては御答弁として、橋梁の長寿命化修繕工事の年次計画に基づいて行っており、辺地計画を策定しているところでありますというふうなところでございます。特に討論はございませんでした。

次に引き続いて、第18号議案について報告をします。上小田辺地計画について、県

との事前協議の中で平成28年度における神河町の62億円の辺地対策事業債について、県の指導はあったのか否かというふうな……。

○議長（安部 重助君） 委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） はい。

○議長（安部 重助君） ちょっと訂正。訂正してください。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） もとへ戻ります。1行ちょっと外れておりましたから、改めてこの行を読み直します。

18号議案についての質問でございまして、上小田の辺地計画について、県との事前協議の中で平成28年度における神河町の6億円の辺地対策事業債について、県の指導はあったのかというふうなところでございます。これについて御答弁として、スキー場整備事業について県と協議を重ねる中で、この辺地計画について県から了解を得ておりますというところでありました。

また質問として、県全体の辺地対策事業の中で、神河町の配分額が多くなることについて県の考え方がいかがなところにあるのかというふうなお尋ねでございまして、これについて、国から兵庫県へ配分額の過去の例は、最大7億円でありますというふうなところの報告でした。また、県とともに国からの配分額の獲得に努力してきた。スキー場の整備については2年間でやり切りたいというふうな御答弁でございました。

重ねての質問では、スキー場整備についての財源確保の状況はいかがなところかというふうなことでございまして、答弁としては、県も2年間で財源を確保することについて、最大限の努力をさせていただいているというふうなところでございます。辺地債以外の補助事業の活用も検討しておりますというところでもあります。また、一時的に一般財源を投じることになるが、その分は施設利用料として事業者からいただけるというところで見通しが立っておるそうでございます。神河町の再生に実現させなければならない事業であるというふうな御答弁でございました。

重ねて質問として、施設利用料を町にいただくことについてであります。事業者と確約ができているのかどうかというふうなところでございます。これに対して御答弁は、事前の文書確約はできておりませんが、事業者とは随時協議を重ねておりますというふうなところでありました。

また、重ねて質疑としては、今、雪がたくさん降らないのに新しいスキー場をつくる必要があるのか否か。本当に大丈夫なのか、という住民の不安の声があるがどのように考えるかというふうなところでございました。これに対して御答弁は、この計画の出発は峰山高原の冬の対策であり、ホテルリラクシアの指定管理者であるマックアースからスキー場の提案があったということで、まず何かを始めないと冬場の対策ができないというところを強調されておられます。スキー場に対するイメージではなく、峰山高原のもろもろのデータで、スキー場としての環境は大変よいと判断しておりますというふうなところでございました。

さらに質問として、財源の部分で不安がある。現状では議員として町民の皆さんに十分な説明ができないというところの意見が出ておりました。これに対しての御答弁は、財源確保の裏づけにより、県から辺地計画の協議について異議なしの回答をいただいておりますということでございます。

また質問として、上小田区の住民の方々は、スキー場に期待をされているのか否かというふうな質問でございまして、これに対しては、上小田区では熱心に議論され、賛成をいただいておりますということの御答弁がございました。

またさらなる質問として、辺地債が全額つかなかった場合、スキー場の計画を変更する考えはあるのかどうかというふうなところでございました。これについては、最悪の状況になった場合は、その時に議会に相談をさせていただくというふうな御答弁をいただいております。特に討論はございませんでした。

このような審査の流れで、第18号議案について原案可決ということでございます。

以上で、第15号議案から第18号議案までの審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第15号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第16号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第17号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第18号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原資広でございます。第18号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定案のうち、峰山高原スキー場整備事業管理について反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

このたびスキー事業の拡大構想を提案された企業の全額負担でもって、事業を着手されることにつきましては、何ら異議を唱えるものでは決してございません。私が主張したい点は、辺地対策事業債本来の目的とは、他地域との生活水準、格差是正にあるという点でございます。年々、若年者の人口が減少し、あわせて高齢化が進むことで、税収や地方交付税等も年々減少し、財政規模も縮小していく中で留意しなければならないことは、貴重な一般財源を有効に活用しながら辺地債本来の目的のとおり、辺地地域に必要なインフラ整備等を効率よく推進し、地域を維持、継続させていくための施策展開に傾注すべきだということであります。今回は、マックアースさんが提案された観光ビジネス構想であり、その構想実現に向けて主体的に取り組むべきものは、あくまでも提案した企業であって、ゆめゆめ町が企業の事業戦略拡大のための代行を担うべきものではないと考えております。過日、ある民放放送を見ておりますと、マックアースさんは年商180億円もある急成長の企業とのことでしたから、そうであるならば十分金融機関から融資が得られるであろうし、企業もそれを事業資金として主体的に取り組む話であると考えております。たとえ近隣に指定管理者を受託されている企業だからといって、提案業者の商業振興のための支援が許されるのならば、町内の事業者には何で支援ができるのか、できないのかということにもつながってまいります。

もう一つの不安要素は、今なお総事業費がはっきりしていないということなのです。仮に一度町が建設に携われば、今後必要となる新たな整備工事や附帯工事等が発生した場合には、追随して負担していかなければならないという、大きな課題もあわせて発生してまいります。

さらに地方債の配分も、まだ不確定であることから、一時的に町が立てかえようとしている一般財源の総額もいまだに未確定であるという点もあります。町長は、集落懇談会等で一切一般財源は使用しないと明言されていますが、いまだにマックアースさんとは最終的にどこまでなら御負担していただけるのかという確実な担保も取り切れてない

ように見ております。

それに加え近年、県への辺地債の配分額も4億円から7億円規模の幅で動いており、このたびの観光施策推進のために8億4,000万という事業費を地方債で対応することになれば、近い将来、辺地地域の格差是正のために必要な事業が発生した場合、どう対応するのかという問題も追隨して発生してまいります。県下には、辺地対象地域が神河町も含め227カ所もあります。となれば、近い将来に辺地債が必要となったとき、町民はいつまで辛抱しなければいけないのかという問題も発生してまいります。つまり、町民への施策は、観光施策の次に置かれてるのかということにもつながってまいります。現在、辺地地域の要望にも十分対応できてない状況下では、とても町民の理解を得がたい事業だと判断いたしますし、また貴重な財源を真に町民のために有効に活用しながら、町の発展に傾注していただきたいとお願いするのであります。

つまり基礎自治体が負担している範疇とは、それなりに町民の利用が予想されるものであるべきだと考えますし、逆に町外の方々が大半を占めるようなものならば、それより上位の自治体が主体的に取り組むべき事業であるべきものと考えております。このようリスクを抱えたままでスキー場建設に着手することには、余りにも危険性が高過ぎということをお願いするのであります。

以上、述べました理由により、第18号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定案のうち、峰山高原スキー場整備関連事業について反対するものであります。これで反対討論を終わります。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論ございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。私は、本案賛成の立場で発言します。

まず、このスキー場計画は我が町の地方創生、地域創生、これらの起爆剤として計画されております。大変町の発展に重要不可欠の事業であります。このことに対して、ずっと以前から県立自然公園という立地条件にある関係で、県のほうで綿密に環境調査をしていただきました。3月18日に私たち産業建設常任委員長の藤原委員長が、県のほうに出向いて傍聴されておられまして、いろんな資料をお持ち帰りいただいて、私たちは手元に配付を受けてその内容の濃さに感銘いたしました。どこそこにどれだけの岩塊流があって、どこそこにどういった樹木があって、どういったところにどういった動植物が生息しているという、綿密な調査を行われております。大変な労力と、熱い思いが伝わってきました。その結果、環境調査はパスしました。

また、同時に持ち帰っていただきました県の県下における平成28年度当初予算、金額はうろ覚えですけど1兆9,000億円、約2兆円弱の予算の中でのるる説明がありました。その中において、地域創生の部分で但馬の朝来市の明延鉦山の一円電車を応援しましょう、また神河町の砥峰高原のスキー場を応援しましょう、また丹波市の丹波竜の里としてまちおこしをします。この3つは、支援をしますという知事の挨拶の中に、議

事録に残っております。ですから、先ほどの委員会の中でも執行部が申し出ておりましたように、県に資金面とかいろいろなことをすり合わせをして、県のほうは異議なしという回答を得ております。また知事も応援しますという明言を得ております。この事業に対して異議を唱えては、私たちのこの町の発展のためにみんなが御尽力いただいて予算化していただいて、御苦労いただいておりますことに対して、議会人として反対するということは、町の発展を担っている私たちは、どういいますかね、人道に反すると思います、議会人として。そういった観点から、要するに我が町の、地方自治体はほとんどそうなんですけど、国と県からの支援なくして発展はあり得ません。ですから、県が支援してやろうというふうな明言をいただいたことに対して、クレームをつけるということは、まさしく知事に対して失礼な態度じゃないかと私は思います。果たして丹波市会とか、朝来市会でも、こういった県が支援してやろうというそれぞれの事業に対して反対がなされているのでしょうか。このような反対のムードがあるのでしょうか。私はまさしく神河町は、そんな姿勢では県のほうから信頼が損なわれると思います。ですから、これは議会人として人道に照らして可決、全会一致でできれば可決して、可決後は議会人として県のほうに陳情活動もしていかなければならないというふうな思いです。

以上が、私の賛成討論の理由です。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほど議会人として、この議案に反対することは人道に反するのではないかという意見が出ましたけども、私はそうではなくって、議会人として当局の提案を唯々諾々と進めていくというのは、それは本来議会人がやるべき仕事でなくて、議会人としてきちりとチェックするのが本来の議会人であろうというように私は信念を持っております。スキー場整備計画に係る辺地対策事業債、8億4,100万。それと町道峰山砥峰線の整備、これが約1億600万、合計しますと9億4,700万円のうち、5,040万につきましては、自然雪によるファミリーゲレンデとして整備する。このことについては、私は大いに賛同いたします。

しかし、それ以上の開発につきましては、後戻りができなくなるので反対したいというように思います。何事も攻めるのはたやすいことだと思います。本当に難しいのは、事業も戦と同じで撤退すること。これが一番難しいというように私は考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私はこの原案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど、反対討論にありました藤原資広議員さんの中でありましたように、辺地対策事業、これは非常に後から8割が交付税で返ってくるという非常に有利な起債ですんで、

これについては大いに活用すべきだと思います。

その中で、藤原資広議員の主張につきましては、同じ辺地債を使う分の中で、先にこの辺地地域の活性化というのか、そういう分の中で生活基盤の分を優先させるべきであろうと。そしてこの観光施設等については、後回しという分の中での反対討論だと思います。ですので、確かにそういう考え方もあるかと思うんですが、やはり予算の使い方というのは、バランスというものが大体あって、即効性のあるもの、それからこの観光施設については、その施設が即効果をあらわすものじゃありませんので、そういう分の中で、この生活に密着した事業とそれから将来を見通した分での事業の投資という分でのバランス性は必要だと思います。その中で、町長も言ってますように、この神河町の活性化の中では、確かに外との交流人口をふやす中で、町内での経済効果を目指すという観光施策事業については、これやっていかなければなりませんので、確かに今、それぞれ生活に不便さを感じておられる地域にあって、皆さんについては喫緊の道路を直してほしいという話はよく理解できますが、しかし将来を見越した中で、観光施設等の整備も当然必要だと思います。

また、この峰山高原、砥峰高原につきましては、ちょうど上小田辺地と、それから川上辺地ですね、これをつなぐ部分としての道路の町道峰山砥峰線での辺地での整備もしました。そしてこの砥峰であり、峰山高原ですね、大河内高原に訪れる人が多くなることによって、上小田や川上の活性化が図れるんじゃないかと思っておりますので、これについては喫緊の課題、そして将来を見越した課題という分の中での判断の中で、私はこの辺地総合整備計画については妥当性があると思っておりますので、そういう点からこの原案については賛成いたしたいと思っておりますので、以上で私の討論といたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 続きまして、反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

第18号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第32号議案から第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第32号議案から第44号議案、平成28年度各会計予算を一括議題といたします。

13号議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

藤森正晴予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（藤森 正晴君） 予算特別委員長の藤森です。3月4日定例会において、本委員会に付託されました議案について報告をいたします。

本委員会は、去る3月8日、9日の2日間にわたり、議長を除く全議員と町長ほか管理職の構成でケーブルテレビの生放送で行いました。その結果についていずれも原案可決であります。

主な質疑について報告をいたします。

第32号議案、平成28年度神河町一般会計予算であります。これについては、区長報酬については、区長会においてはいろいろと御苦労も多くなっている。報酬も含め、見直しする必要があるのではないかの意見がありました。これに対して町長は、できるだけ区長様に負担のないように、努力をするように職員に周知していくとのことであります。

次に、クリーンセンター、中播衛生の分担金、負担金については合併10年後の見直しについて、協議会を立ち上げ協議を行っているとの説明を受けております。

次に、生ごみの減量化については、越知谷地区で1年間コンポストを使っての減量化をしていただきました。その結果多額の処理費が削減できるため、全世帯にコンポストの導入の補助金制度や、頑張ってくださいとお礼などの行政施策が何かできないか、考えているとのことであります。

次に、銀の馬車道道の駅、大黒茶屋のところでございますが、これについては、県と町が協力して整備する事業で、まだ基本設計はできてない状況であるが協議の中では町の情報を発信するスペース、312号線の道路情報のスペース、銀の馬車道のPRのスペースを考えている段階である。またトイレの新設、大黒茶屋の改修も含まれている予定ということでございます。

次に、峰山高原スキー場整備事業について、多くの質疑がありました。これについて、主な質疑を報告いたします。

まず最初に、町長は集落懇談会で、この事業は一般財源は持ち出さないとの説明であったが、辺地債の割り当て額についての説明が変動してきているが対応できるのかという質問がありました。これに対して、辺地債と、それとは別の補助事業を活用していき、使った一般財源は指定管理契約の中で年度ごとの収益から施設利用料としていただくので結果的に持ち出しはゼロになるとの答弁でありました。

次に、辺地債の割り当て額が確定するのは8月ごろで、幾らかわからない状況の中、工事の優先順位はどうするのかの質問がありました。これに対して、4月から設計に取りかかる。保安林解除や、リフトの申請の実施設計書の作成をしている間に割り当て額が確定するので、その段階で次に取りかかるということであります。

次の質問であります。スキー場整備については住民の方や、町外の方も関心を持って

おられる。本当に大丈夫なのか、危険ではないのか等の声が上がっております。もっと住民の声を聞いて進めていくべきではなかったのかの質問がありました。これについて、いろんな不安とか町民の思いは耳に入るのは当然のことと思う。しかし、近年におけるウィンタースポーツ人口の増加などいろいろ確認する中で、町にとってすばらしい事業になると確信を持っている。どんなところが危険なのか聞きたいとの答弁でありました。これに対して、ことしのような暖冬で雪不足時に、経営がやっていけるのかという質問がありました。これに対して、ことしほどの暖冬は過去にはなかったと思っている。統計学上から言えば続くことはあり得ない。何事も進めるにおいてイメージだけではだめと思っている。人工降雪機も併用するし、峰山は標高も高くデータでは他の県内のスキー場よりも2.5度低く心配はないとの答弁でありました。

次に、人口減少や他のスキー場が閉鎖となってる現状で、入り込み客が確保できるのかの質問であります。これについて、いろんなデータ等、統計上最低3万5,000人以上十分に見込めると判断しているであります。

次に、宿泊施設の対応はどうするのかであります。これについて、町内の施設利用や、新たな宿泊の開業、また休眠されているところが復活されるような、相乗効果に期待をしているとのことあります。

次の質問です。マックアースが経営不振になり撤退される場合、リフト等の自然破壊された負担はどうするのかの質問であります。これについて、指定管理契約の中で、不利にならないような契約をする。また緑は守ってのコースづくりをするとの答弁であります。

次に、本年度6億の辺地債予算であるが、もし1億しかつかなければどうするのかの質問であります。これについて、極端な話、1億でやる場合もある。翌年度残りを確保するんだという協議も進めている。また、ほかの補助事業を組み合わせ進めていく。1年で無理なら、2年でやるんだということを、県と強く協議をしているとのことあります。

次の質問に、Aコースに人工降雪機、リフト等を設置し、B・Cコースは自然雪で対応していくとのことですが、B・Cコースが設置してもらわなければ、経営がならないということになると、町として断るわけにいかなく、踏み出したら、後戻りができなくなるのではないかと、この質問に対して、スタートしたら後戻りはできません。だから裏づけをしっかりとって前へ進むという強い意志であり、熱意だけで言っているのではない。B・Cコースを必要となれば、その時は議会に相談をかけるとのことあります。

以上が、スキー場に対しての主な質疑でございます。

次に、防災無線の緊急防災減災事業債を活用することで、町内一斉の放送ができるようになる。

次でございます。区要望については、平成25年度から27年度、3年間で集中してやってきているが、28年度以降も引き続きやっていく。県、国における関係事業にお

いては、県、国に強く要望してやっていく。また要望の多いときは財政状況に応じて、2割、3割カットさせていただく中で実施していく考えであるとのことであります。

大体、質疑が終結するその前に、修正動議が出されました。藤原日順委員から峰山高原スキー場整備に関する予算を減額する修正案が提出されました。修正案の説明後、それぞれ質疑がありまして、次に討論に入っております。

討論では、原案に賛成の立場で三谷克巳委員、小林和男委員、山下皓司委員の3名からの発言がありました。また、修正案に賛成の立場で藤原資広委員、小寺俊輔委員、松山陽子委員の3名からの発言がありました。

次に修正案の採決に入り、賛成4名と少数で否決となりました。

続いて原案の採決に入り、賛成6名と多数で可決となりました。よって、32号議案は、委員会として原案のとおり可決することに決定しました。なお、本案に反対された藤原日順委員、藤原資広委員、小寺俊輔委員、松山陽子委員から、少数意見の留保の申し入れがありました。また、私、藤森も委員の立場で宮永副委員長に対し、少数意見の留保の申し入れを行っております。

事業執行に当たり、計画の見直しや状況については議会に報告、審議し、進めていくとの答弁であった。委員会としてもしっかり受けとめております。厳守していただきますよう申し入れておきます。

次に、33号議案であります。平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算であります。これについては、報告すべき質疑はありませんでした。討論もありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、第34号議案であります。平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算であります。これについても同じように、質疑、討論ともにありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第35号議案であります。平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。これについても質疑、討論ともにありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第36号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算であります。これについても同じように、報告すべき質疑はありませんでした。討論もありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、37号議案、平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算であります。これについては、しんこうタウンの分譲地販売については、住宅取得補助や、地方創生関係でケーブルテレビの入会金、上下水道の加入金等、合わせて200万円ほどの補助がある。神河町に住めばこんな特典があるとのPRをし、一区画でも多く売れるようにしていきたいとのことであります。議案の討論はありませんでした。よって、採決の結果、

賛成多数、全員で原案のとおり可決いたしました。

第38号議案であります。平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算であります。これについては、報告すべき質疑はありませんでした。討論もありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

第39号議案、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算です。これについても同じように、報告すべき質疑はありませんでした。討論もありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第40号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算であります。これについても、質疑、討論ともにありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第41号議案、平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算。これについても、質疑、討論ともありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第42号議案、平成28年度神河町水道事業会計予算。これについても、質疑、討論ともありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、第43号議案、平成28年度神河町下水道事業会計予算。これについても、質疑、討論ともにありませんでした。よって、採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第44号議案、平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算であります。これについては、病院北館改築は、現状の機能そのままではなしに、将来に向けてしっかり医療を提供できるように変えていく。事業費は26億5,400万余りで、現在最終の基本構想計画のまとめの段階であるとの報告であります。議案の討論はありませんでした。よって採決の結果、賛成多数、全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が、報告であります。委員会に出された意見や協議内容を十分に生かし、行政執行をしていただくようお願いをいたします。

以上で委員会報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第32号議案、平成28年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原資広でございます。第32号議案、平成28年度神河町一般会計予算に対し、18号議案とほぼ同じ内容となりますが、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、スキー場事業の拡大構想を提案された企業が全額負担で事業をされることにつきましては、何ら異議を唱えるものでございませぬ。人口減と高齢化が進むということは、税収や地方交付税等も年々減少し、財政規模も縮小していくことが当然予想されることから、貴重な一般財源を有効に活用し、辺地債本来の目的のとおり辺地地域に必要なインフラ整備等を効率よく推進し、地域を維持、継続させていくために、辺地債をフルに活用しながら施策展開に傾注すべきだということでございます。今回は、企業から提案された構想でありますので、その実現に向けて主体的に取り組むべきものはあくまで提案者と考えております。

もう一つの不安要素につきましては、まだ今の段階におきましても、総事業費がはっきりしていないという点がございませぬ。仮に一度町が建設に携われば、今後必要となる新たな整備工事や附帯工事等が発生した場合、追随して負担していかなければならないという、大きなリスクも当然負うことになることとあります。

さらに地方債の配分もまだ不確定であることから、一時的に町が立てかえようとしている一般財源の総額もいまだに未確定であるという点もあります。また町長は、集落懇談会等で一切一般財源は使用しないと明言されておりますので、いまだにマックアースさんとは最終的にどこまでなら御負担していただけるのかという確実な担保も取り切れてないように見受けております。

それに加え近年、県への辺地債の配分額も4億円から7億円規模ということで動いておりますので、近い将来、辺地地域の格差是正のために必要になった事業が発生した場合は、どう対応するのかという問題も追随して発生してまいります。現在、辺地地域の要望にも十分対応できてない状況下では、とても町民の理解を得がたい事業だと判断しますし、また貴重な財源を真に町民のために有効に活用しながら、町の発展に寄与していただきたいと言いたいのでございませぬ。

一方、全国的に見たスキー・スノーボード人口の推移状況ですが、平成5年をピークに年々減少し続けておりました、平成25年度にはピーク時の約4割近くまで減少している状況にあわせまして、過日町長は平成21年から25年までの5年間の、県内の推移状況について平成21年と比べて、約21万人も増加しているとおっしゃっておられましたが、では今シーズンも加味されての発言だったのかと言いたいのでございませぬ。私は、平成14年度以降の県内のデータを比較してみました。平成17年度までは、100万人以上の方がございましたが、平成18年度には暖冬により半減、また平成21年度にも暖冬で大きく減少しており、平成18年度から平成25年度までの平均客数は75万人前後で推移しているのが実態であります。今シーズンの状況も念頭に置けば、どうしても安定的な経営は難しいのではないかと予想せざるを得ないことから、今回新

たなスキー場建設に着手することで、将来、町民に大きな負担を負わせる可能性の高い事業になるだろうと見ております。

これまで峰山高原が県立自然公園になってるのは、後世に残すべき貴重な自然がいっぱいあるからと言ってこられました。それを指導すべき行政側が、それもみずからの手でその貴重な自然を壊す行為はいかかなものかと考えますし、逆に指導すべき行政だからこそ、その貴重な自然の保全や保護に主体的に取り組むのが本来あるべき姿と考えております。

そこで、余りに大きなリスクも負わずに、町民の皆さんの理解も得られ、また貴重な自然を保護しながらインバウンドのお客様にも楽しんでいただける代替施設としまして、現在の計画案をスノーキッズパーク的な施設規模にまで縮小しても十分オールシーズン楽しめる施設にはなり得るのではないかと考えております。

以上、述べました理由により平成28年度神河町一般会計予算について反対するものでございます。これで反対討論を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。私は、本案賛成の立場で発言します。

反対意見も述べられました。何事にも新しい事業をするには、全て不安要素はつきまといいていくものです。ですけれども、やはり反対者の不安も全くわからない部分ではないんですけども、不安要素は誰にもあります。しかし、それが全て数字であらわされないと、文章化されないと納得できないという文章、数字にも、余りにもこだわり過ぎるのいかなものかなど、私はそのように思います。全て数字、文章では、運営できない部分があります。やはり執行部の言われることには、発言にはそれだけの重みがあります。数字とか文章化できない部分でも、重みがあります。日本には古くから言霊という、そういった文化もあります。言葉は一言一句には魂がこもっております。ですから、それをその言われた言葉を信じるか信じないか。それが議会と執行部の関係にあると思います。私はお互いを信じ合い、信じ合うことが町の運営をスムーズにしていき、やがてそれが町の発展につながって、将来豊かな神河町づくりにつながると思うのです。ですから、先ほども知事が県会で言われた言葉、ああいった言葉も信じたらいいんです。ですから、執行部が県とのすり合わせで異議なしという重い言葉を承諾を受けております。ですから、それも信じたらいいんです。お互いに信じ合わないと、これから新しいことは何も始まりません。ですから、ある程度の不安要素はあっても、お互いが信頼し合って議会と行政は車の両輪のごとく、一丸となって新しいことに取り組んで町の発展につなげていくのが議会人の役目と、チェックする機能も必要です。チェックも必要ですけれども、町の発展に寄与するということも議会人としての立派な任務であります。そういった意味での私は賛成討論といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論を求めます。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山でございます。私は原案に対し反対の意見を述べさせていただきます。

この28年度、一般会計予算には、子育て支援や地域経済の活性化、町民の安全・安心のための事業予算と、引き続き町民の生活に必要な不可欠な行政サービスの経費を計上された、重要なものであることは十分に承知しております。そして、これら全てを反対するものでは決してありません。ただ問題とするのは、一般会計予算の商工費に上げておられる峰山高原スキー場整備に関する6億円もの予算計上がされている点です。スキー場整備計画は、冬場の集客が大きな課題となっている峰山高原ホテルリラクシアの安定的経営を考えた中での対応策であることの説明は聞いております。しかし、そのために峰山高原のすばらしい自然環境や暁晴山の景観を大きく変えてしまうほどの、3コースもの大きなスキー場をつくることについては理解しがたく、もっと慎重に考えていくべきです。一度壊してしまった自然環境は年月をかけても、もとに戻すことは容易ではありません。最悪の場合、大切に守るべき動植物を失ってしまうこともあり得ます。また、鹿などの動物の居場所が少なくなることで、地元住民に影響が出ることも心配します。

そして、スキー場の整備運営についても、町民の皆さんは但馬地方のスキー場がこの冬、雪不足で大変困っていたことや、今のスキー客は日帰りが多く、宿泊施設などの利用につながっていない厳しい状況も、テレビや新聞記事などで見聞きしておられます。スキー人口や雪の降る量が、10年や20年前からすると減ってしまっている状況である中、高額な降雪機20台を使ってまでして雪をつくり、スキー場を運営しようとする事、また民間企業がスキー場の収益のあるなしに関係なく、年間3,000万円もの協力を町に納めてくれるというお話についても、町民の皆さんに理解していただくことは難しいと思います。県知事がスキー場計画に対し支援すると言われたことは、町長や関係職員の方から、再三にわたり聞いてはいます。しかし、大切にすべきなのは、町民の思い、不安な気持ちは今現在置き去り状況です。今までの説明内容では納得できていない議員が多くいる状況と、不安に思っておられる町民の方々が多数いる実情をしっかりと受けとめていただきたいと思います。スキー場をつくらなければ、神河町の将来がないとまで言われるのであれば、その根拠も含めた町民への丁寧な説明にもっと時間をかけるべきです。また、6億円の財源となる辺地対策事業債は、他の議員からも言われたように、国から兵庫県への配分額が毎年4億から7億円程度であり、このたびの作畑新田の道路整備や、橋の改修等を加えた6億5,000万円もの大きな金額を、28年度一度に神河町に回していただけることは、到底考えられない話です。辺地対策事業債の28年度の配分額が決まるまで待ち、その配分額をもとにスキー場のあり方や規模に対して十分に協議検討した上で、補正で予算計上するべきことと考えます。

これらの理由により、私はこの原案に反対いたします。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成者の発言を求めます。賛成者ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。私は予算に賛成の立場から討論を行います。

この私は常に予算特別委員会でその賛成の理由、この事業は推進しなければならないということは述べております。そういうことでございますので、その辺はもう再度申し上げないことにいたしますが、まず辺地債の話がありましたね。これは、前の議案でございましたが。やはり私は財政運営というものについて、町の、これも2回目になりますけれども、53億程度のいわゆる財政規模の町が92億余りの予算を組むというのは、あらゆる手段を講じて町の発展のために、また町民の皆さんの幸せのために、財源確保をしていくというのが、これを捨てたら町はだめなんですよ。神河町の存続が危ないんですね。ですから、その点についてはしっかり議員、我々も勉強せんとあかんというように思っております。これは一つ述べておきたいと思えます。

それから、もう一つ。今申し上げましたように92億2,700万円の予算が一般会計組んであるんですけども、この中には新たな事業展開については町のこうしたい、それぞれの担当課が町はこうしたいという中で、やはり表現は悪いですけども、見込み、期待そういった中で予算を計上している、これがこういう小規模自治体の市町村の町の予算編成の実態だと、私は思っております。これも不安だということになるとするならば、予算規模は縮小します。そして、それによって町の県なり国に対する施策というものの訴えが弱くなると、そういった形でこの町はずっと予算編成をされてきたというように思っております。これも私たち議員はしっかりと勉強せんとあかんというように思えます。これは前座でございます。

過日、小林議員のほうからもございましたが、3月18日に峰山県立自然公園の公園計画の変更についての諮問がされておったんですけども、答申が出ました。これは公開で行われたわけでございますので、私たち同僚議員もそこへ出席されまして、早速その資料をいただきました。その中に、まずいわゆる自然公園の中で自然破壊というような暁晴山の話もされましたが、そういったことをなくすると。このスキー場を建設するためには、いわゆる自然環境にどういうふうに影響が出るかというような形で、非常に詳細に懸案事項を諮問され、それに対していわゆるあのメンバー、皆さん御承知だと思うんですけども、それぞれの分野における専門家が分析されて、答申をされたわけなんです。そういうことで、これも全議員承知されておるとは思いますが、やはり後それらのことが保全されるかということについては、いわゆるこれは町だと思っておりますけれども、町としても事後しっかり調査しなさいというような附帯意見がついたということもございました。

私が述べたいのは、そのいわゆる諮問の中に、こういうことが書いてあるんですね。まず、スキー場として活用することで、これは県がつくられた諮問案なんです。これ

県ですよ。まず、自然との触れ合いの活動が促進されるということが一つ出てきましたね。それから、草原の環境の保全ができるでしょうと。あそこはスキがあったんですけども、今雑木がふえております。それをスキー場として整備して、夏場そこに草原としていう、新しいものができるだろうというようなこと。それから、一番町としても希望し、期待しております冬季の雇用創出ができる。そして地域経済の活性化が図られる。そして定住化の促進、これは一番町が狙ってるところですね。そういったことが、いわゆるその諮問の中に出てるんですね。これはね、このことをこのスキー場計画が出たころから、町長なり担当課のほうから聞かされておったことなんですけど、これは兵庫県はきちっとその諮問の中に掲げられておると。そして、これも小林議員からございましたが、これは同じように資料をいただいたわけですけども、兵庫県知事が峰山高原のスキー場構想というものについては支援したいと、そういうことをはっきりおっしゃってるわけですね。こういう流れから見ましても、兵庫県がそこまでこの神河町のことを考えていただいております。そして町からお願いをしましたスキー場計画についても、肯定的な中でいわゆる環境審議会にかけられたというこの事実だけは、私は広く町民の皆さんにも知っていただきたいというように思います。今この機会を逃すことによって、長年取り組んできたこの高原開発というものに対しての大きなチャンスであるというように私は信じております。自信を持って賛成をいたしたいと思っております。

以上、討論とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論の発言を許します。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほど小林議員の賛成討論の中で、町長の言葉の中にある言霊を信じてという発言もございましたけども、町長、当局だけではなくて、議員の発言の中にもやはり言霊は宿っていると私は信じます。ですからこそ、自分が状況を分析し、自分が信じることを述べるべきであるというように私は感じます。

また、いけいけどんどん、攻めるだけではなく、常に撤退のことも考えて念頭に置くことが大切ではないかなというように私は考えます。32号議案につきまして、私は反対するわけですけども、まず最初に、神河町にとって本当にスキー場が必要なのか。せいぜい雪遊びかファミリーゲレンデで十分ではないかというように私は考えます。

次に、自然条件でございます。降雪量、降る雪の量、それと人工降雪機を使うときに使う水、取水量が本当に大丈夫なのか。

そして3番目でございます。財源でございます。辺地対策事業債という財源は、本当に措置できるのか。

さらに4番目、県の協力体制でございます。兵庫県知事、今、神河町に対して非常に協力的でございます。それは認めますが、それが何年続くのかな。兵庫県の協力体制はいつまで保障されるのか。

最後に、指定管理契約でございます。指定管理契約書の締結交渉で、神河町がリーダーシップをとれるのか。それこそ管理者の言いなりになってしまう危惧はないと言えるのか。

以上の各点について、大きな不安が残っておりますので反対せざるを得ません。全国的なブランドを持ちながら、炭坑から観光へと、それを旗印にマウントレースイスキー場に投資して、ちょうど9年前の3月、財政破綻した夕張市と同じ轍を踏んではなりません。二の舞にならぬようにチェックをすべきだというように私は感じます。以上、反対討論といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成者の発言を許します。賛成者ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対者の発言を許します。ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成者ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、ここで討論を終結します。

第32号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって第32号議案は、原案のとおり可決しました。

日程の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、第33号議案、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第33号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第34号議案、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第34号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第35号議案、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第35号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第36号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第36号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第37号議案、平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第37号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第38号議案、平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第38号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第39号議案、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第39号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第40号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第40号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第41号議案、平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第41号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第42号議案、平成28年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第43号議案、平成28年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第43号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第44号議案、平成28年度神河町公立神崎病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

藤原資広議員。賛成ですか、反対ですか。

○議員（5番 藤原 資広君） 賛成です。

○議長（安部 重助君） 賛成ですか。まず先に反対の方の発言を求めます。

反対ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原資広でございます。第44号議案、平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

平成28年度の最重点施策として、3番目に掲げております峰山高原スキー場への対応は少数の関係者間で協議され、早々にトップダウン方式で決定され、とてもスピーディーかつ積極的に対応されてこられた町長の観光施策への思いはとても滑らかに熱く語られてこられました。しかしながら、2番目に掲げられております病院北館改築事業につきましては、病院改築か移転かの選択について2年を超える年月をかけながら、最悪の状態を常に想定しつつ政策調整会議や検討委員会、あるいは病院ワーキンググループ等を数多く開催しながら慎重に検討を加え、最後には全職員を集めての会議でも議論を重ねながら慎重の上にも慎重に決断されてこられたからこそ、医療行政にも熱き思いを

お持ちだと思い、管理者に北館改築への思いをお尋ねしたところ、何ひとつお答えしていただけなかったといったらよいのか、何ひとつ答えられなかったとっていいのかわかりませんが、どちらにしても、ようやく方向性も決まり、動き始めました。

一方、部署ごとへのかかわり方にも大きな差異が見受けられる中で、この間院長初め全職員が一丸となって高いモチベーションを堅持しつつ地域の医療を支える中核病院として機能を十二分に発揮するために必要な諸課題を一つ一つ整理し、改善策を立てながら神崎総合病院が目指していくべき医療体制への構築に向けて日々努力されてこられたことに対し心から敬意を表したいと思います。町民の皆さんから地域になくてはならない病院と言っていただけるように、魅力ある病院づくり、病院の将来ビジョンの実施計画に基づくハートが触れ合う地域医療、そして特色ある中核病院を目指して全職員一丸となって頑張ってくださいますようお願いをいたしまして、賛成討論にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 次に反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、討論を終結します。

第44号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第45号議案及び第46号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第45号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件及び第46号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件の2議案を一括議題といたします。

2議案の審査を付託しておりました産業建設常任委員会の審査報告を求めます。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 産業建設常任委員長の藤原でございます。それでは、3月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました第45号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件についてと、第46号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件について、3月10日に審査をいたしました結果、いずれも産業建設常任委員会としましては、原案のとおり可決することに決定をいたしております。

それでは、3月10日審査の経過については、3月10日午後1時30分から役場委

員会室において、産業建設常任委員会委員 8 名全員と執行部からは町長、副町長ほか関係課の管理職員の出席のもと、審査を行いました。

議案の審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ行政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすか、執行にどのように反映されるべきかなどの観点から審査を行いました。

まず、第 4 5 号議案の審査については、桜の山桜華園につきましては、現在まで条例が制定をなされていないまま、20 数年たっております。東柏尾区の組合と現状の上での今回の制定に至って、話をされて、制定に至ったと承っております。桜華園の全体のエリアの面積としましては、15 万 1,000 平方メートルで、東柏尾生産森林組合及び粟賀財産区の東柏尾区所有地分で当初より土地の無償貸し付けがなされております。この 15 万 1,000 平方メートルが下刈り等の管理の部分であります。また、町道の横にあります桜華園の管理棟及び通路、ほかの管理地についても全体で 4 筆、870 平方メートルで図面により説明を受けております。

入園料は今シーズンにつきましては現在のままということで、伺っております。来シーズンから新料金ということでの適用となっております。現在の料金は、こういうパンフレットでもあるんですけども、300 円、大人入園料が 300 円から 400 円になるという部分が主な部分であります。

それから、この桜華園の桜は 240 品種、3,000 本の植樹がなされておるという中で、春の観光の目玉になるような桜のだいご味を味わえるものにしてほしいとの、委員よりの要望がございまして、町長からは、桜は町花であります。埼玉県の上川町というところがあるんですけども、そこは冬桜というものがメインで 11 月に満開で大変すばらしかったというお言葉もいただいております。それから、桜華園も今後、冬桜をふやすこともよいのではないかと。また、お客様の満足度を高めるように取り組みたい。との町長からの発言をいただいております。

それから、管理棟の北側に位置します駐車場、バスの駐車場があるんですが、その部分について、この駐車場の規定がないという意見が出ました。町有地でバスの駐車場の料金をもらうことに問題はないのかという御指摘もあったところであります。担当のほうから、桜を植えている山は、地元の土地を無償でお借りして町が桜華園を開設しており、その運営の一環として町有地を駐車場として使っている現状であります。駐車場として舗装するまでは、草刈等の管理を東柏尾区にお願いしていた経緯もあり、この土地を桜華園の事業用の土地として位置づけていくとのことでもあります。

それから、第 4 6 号議案、指定管理者指定の件については、何度も地元東柏尾区と役員会等で協議がなされてきたもので指定管理者年度協定書を含め審査をしました。指定管理者は東柏尾区であります。指定管理の期間は 28 年 4 月 1 日から、これから向こう 3 カ年ということになっております。指定管理料、代金は年額 375 万円の基本協定書となっております。

委員会の審議の中では、指定管理料の375万円は27年度まで、管理費と下刈り費の2つの管理委託料で、今回も同額となっております。減額なども検討すべきではなかったのかというような質疑も委員会でも出ました。

回答は、まず、指定管理料としては、こういう部分で一本化してきた。初年度、今回初年度なので同額の375万円となったということでもあります。運営のやり方によっては、また、平成28年度の実績を見て、この一年間で管理方法や指定管理料等について地元と協議をしたいと担当のほうから述べられております。

また、委員より、基本協定書に記載されている施設の維持修繕の定義をしっかりと詰めてほしいとの質疑がございまして、協定書に具体的な記載がないものについては、今後、管理仕様書等で規定をしていきたいという回答もいただいたところであります。以上、審議内容であります。

委員会としましては、討論はありませんでした。

この2つの議案について、十分に東柏尾区と協議をされて提案された。今後、産業建設常任委員会として、この一年間をかけ、管理運営状況をしっかりと調査をいたしたいということにしております。以上で審査の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。御苦労さんでした。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第45号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第45号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第46号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第46号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第46号議案は、原案の

とおり可決しました。

日程第5 第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第47号議案、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第47号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件でございます。本議案は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第3項の規定により、地方公共団体の公共サービス業務について、民間事業者と委託契約締結する場合、あらかじめ議会の議決を経ることとされていることを受け、提案するものであります。

今回、センター長谷証明窓口業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、官民競争入札を実施しましたところ、民間事業者の参加は株式会社長谷、1社のみでありました。そして、去る3月22日に神河町官民競争入札等監理委員会において、総合評価をしていただいた結果、株式会社長谷が落札者となりましたので、その契約に関して提案するものでございます。以上が、提案理由並びに内容でございます。

なお、詳しい内容については、総務課長から説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。センター長谷証明窓口業務の委託契約について、詳細を説明させていただきます。

センター長谷証明窓口業務につきましては、平成22年10月1日より2年半、25年4月1日より3カ年、株式会社長谷に委託をしておりますが、本年3月31日で契約が満了するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、官民競争入札により業者選定させていただきました。具体的な取り組み経過としましては、官民競争入札及び民間競争入札について、その透明性、中立性及び公平性を確保することを目的とした神河町官民競争入札等監理委員会設置条例に基づき、住民代表等10名で組織する委員会を設置し、去る2月26日に第1回監理委員会を開催し、入札実施要綱

等について御審議の上、決定をしていただきました。その要綱等に基づき、3月10日にセンター長谷において入札に関する説明会を開催し、3月15日までに必要書類を受け付けをいたしました。そして、3月22日の第2回監理委員会において価格と業務を評価する総合評価により落札業者を選定していただきました。総合評価の方式は、価格に対する評点と業務に対する評点の合計点とし、行政、官のほうですが341.5点、民間である株式会社長谷につきましては451.0点で、株式会社長谷を落札業者として選定されました。

なお、これまで委託をしておりました5年と半年の間、特に問題もなく適正に取り組んでいただいておりますことを御報告し、詳細説明とさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。このセンター長谷の管理業務というのは、4月1日から再スタートということなんですが、この入札と、そういったことについてはちょっと時期的に遅いように感じるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。入札の時期ですが、御指摘のとおりであります。本来、この3月議会の当初の段階で上げられるよう進めるべきところでした。予算編成も含めて、若干おくれまして、ぎりぎりになったことをおわびしたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第47号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 発議第1号

○議長（安部 重助君） 日程第6、発議第1号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

事務局、発議第1号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
発議第1号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） 発議第1号に対する提出者の説明を求めます。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 議会運営委員長の藤原でございます。発議第1号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会委員会条例の一部改正であります。今定例会において提案されました第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定によりまして、ひと・まち・みらい課の新設及び地域局の廃止が行われますので、それに伴い、神河町議会委員会条例における常任委員会の所管を改正するものでございます。

第2条第1号、総務文教常任委員会の所管に、ひと・まち・みらい課を追加し、同条第2号、民生福祉常任委員会の所管から地域局を削除いたします。

また、第8条第7項について、句点の漏れがございましたので、このたび合わせて修正いたします。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行いたします。以上、簡単ですが、提案説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

発議第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

発議第1号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。

.....
日程第7 発議第2号

○議長（安部 重助君） 日程第7、発議第2号、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

事務局、発議第2号の朗読をしてください。

.....
発議第 2 号 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） 発議第 2 号に対する提出者の説明を求めます。

山下皓司議員。

○議員（3 番 山下 皓司君） 3 番、山下です。それでは、発議第 2 号の提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本発議は、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。提出の理由であります、事務局から朗読していただいたとおりでございますが、再度朗読をいたします。

神河町は合併から 10 年が過ぎ、地方交付税の特例措置が終わり、平成 28 年度以降より一層財政運営が厳しくなります。一般職員は、持ち家に対する住居手当が廃止、常勤特別職は、平成 28 年度も引き続き給料の支給額を 2%減額されています。議会議員は 27 年度と同様に 2%の減額が必要と判断をします。

次に、内容について御説明をいたします。神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でありまして、この条例は、平成 17 年神河町条例第 37 号として制定をされているものでございます。その附則に次の一項を加えます。議員報酬の特例、6、議員報酬の額が第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年度分に限り、100分の98を乗じて得た額とする。この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

発議第 2 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順君。

○議員（2 番 藤原 日順君） 2 番、藤原でございます。山下議員が提出された発議の提案趣旨、つまり何を目指したものなのかという目的。これによって得られる効果が私には全く理解できません。そこで、3 点の項目について質問をさせていただきます。

1 点目です。もし、平成 28 年度より地方交付税の算定がこれまでの算定がえから一本算定になって、財政運営が厳しくなることが予想されるから議員報酬をカットするというのであれば、なぜその下げ幅が段階的縮減幅である 1 割、10%ではなく 2%なのか。その 2%の根拠についてお答えいただきたいというふうに思います。

2 点目は、仮に本定例会の第 9 号及び第 10 号議案で町三役が給与月額を 2%カットしたことに歩調を合わせることが趣旨であるなら、特別職である議員は無条件に町長のやることに右に倣えをすべきだとお考えなのでしょうか。

3 点目、もし、平成 26 年度の人事院勧告における地域間の給与配分の見直しとして、

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえて、職員俸給表の水準を平均で2%引き下げることと同調しての引き下げであるならば、その勧告の経過措置、つまり新俸給表の俸給月額が切りかえ日の前日、すなわち平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給するという人事院勧告の経過措置についてどのようにお考えなのか。

つまり、今3点、なぜ縮減幅が1割、10%でなく2%であるのか。その2%の根拠。それから、2番目、町長に右に倣えをすべきとお考えなのか。3点目、人事院勧告の経過措置についてどのようにお考えなのか、この3点についてお答えをお願いします。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） お答えをいたします。まず、1点目であります、2%の根拠、これはきちっと記憶しておいていただきたいと思いますが、私は昨年この条例で、同じような条例がこの2%カットの条例が提案されたんです。そのときに、28年度限りといった原案がございまして、私は総務文教常任委員会で修正案を出しました。その内容は、平成30年4月だったと思います。私どもの議会議員のいわゆる任期、間違っておれば訂正をどなたかしていただきたいと思いますが、要は27年、28年、29年と、それから、最後の4月、この間がやるべきだという提案をしたわけですが、残念ながら賛成少数、私ひょっとして1人だったかもわかりませんが、否決されました。それを踏襲しております。根拠はそれです。それ以上は見解の相違になるかわかりませんが、私はそういう根拠があります。

それから、2点目でございますが、どういうところからこの問題が出たのかはちょっと反問権を出したいくらいなんですけれども、それは差し控えまして、まず私はこの町長が2%やったから右へ倣え、そんな軽率な考えでやってはおりません。まず、あえて言うならば、この私どもの給料、報酬いうんですかね、を定めていただく第一義は町の特別職報酬等審議会の意見というものを私は、ある面町民の意見だというように考えております。ことしの3月23日に出していただきました答申の内容におきましても、こういうことが書いてあります。議員報酬、議員活動も積極的に行われております。また、議員定数の削減など議会においても行財政改革に取り組まれております。というように評価をいただいております。その中で、ことしについてはこれは人事院勧告の関係ですが、期末手当が0.1ふえますというようなことも書いてあります。さらに最後のところに一般職の給与の総合的見直しに準じた措置については自主判断とします。そういうような、いわゆる申し上げましたように、私は報酬審議会という会はいろんな層の商工業者の方もいらっしゃいますし、またサラリーマンの方もいらっしゃる、であった方もいらっしゃるというふうな中で、大局的に客観的に物事を捉えておられるというように私は思っております。それを優先しております。そういうふうな中で、やはりさらにこの28年の2月23日の特別職報酬等、額の改定については答申の中で、そういうようなことが皆さん考えなさいよというように私は受けとめておりますので、町長に右へ倣え

したわけではございません。この議論はこの辺で、議論じゃなしにこの説明はこれで終わります。

それから、3点目でございますが、私は執行部じゃございませんので、詳細な分についてはそごがあったら困りますので、思っていることを述べさせていただきます。まずこの公務員の総合的見直しにつきましては、昨年27年から出たわけですね。その中で、ここに書いてあるのを見ますと、50歳代後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引き下げると、そういうようなことが書いてあるんですね。しかし、やはり全ての職員、これは国家公務員に向けて、これも地方公務員もそれに準ずるわけですが、皆さん生活がございます。そういった中で、3年間でそれを緩和、現給を保障するというようなことがあって、それに基づいてこの神河町の職員の給与条例も改正されているというように説明を受け、そういうようになっておりますので、私はこの辺になると見解の相違になると思いますが、事実を述べますと、この30年4月1日に完成したいということがこの行政との総合的見直しの概要のところでも今書いてあって、これは執行部からもらった資料なんですけれども、そういう中で職員についても確かに現給保障はされましたけれども、やはりこれは見解を問われましたので、ちょっと述べますけれども、来年なったら給料が、例えばちょっと給料表ないんで曖昧なことは言えませんが、幾らか上がるだろうなと思っておった職員が昇給がなかったと、これは事実でございます。私はそういうふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順君。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今お答えはいただきましたが、2%の根拠をお尋ねしたものであって、昨年2%だからことしも2%というのは全く理由になってないというふうに私は考えます。

3番の経過措置についても全くお答えいただきませんでしたので、非常に不満ではありますけれども、平均2%下げられましたその新しい俸給月額がもとの俸給月額に達していない職員に対しては、3年間はその差額を支給するという経過措置、これによりまして職員の給料は引き下げではなくって据え置きとなっております。つまり、以前の給与が保障されている、このことに対してどのようにお考えなのか。

2点目が、昨年の特別職報酬等審議会の答申では、平成26年度決算において実質公債費比率16.17%と18%未満を達成したことにより、自主減額を廃止して条例どおりの給与月額とする旨の答申がなされました。そして、ことしの答申では、一般職員の給与の総合的見直しに準じた措置については、自主判断とされました。しかし、この答申でも経過措置については一切言及されておられません。これについては、経過措置についての認識が不十分であったために自主判断という表現になったと私は考えますが、この点、山下議員はどのようにお考えでしょうか。給与の保障の件、それから、自主判断の件、この2点についてお答え願います。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 1点目の現給保障という、私はそういう表現したと思います。その制度改正によって、給料表は下がったけども現給は保障するという補完措置がされたというふうに私は思っています。ですから、例えば30万もらっておった職員が29万8,000円になったと、そういうことじゃないんです。30万はそのまま支給受けたんやけども、例えば30万の人が来年の4月になったら、来年4月にですから、昇給時期が来たら例えば30万2,000円になるだろうと思っておった職員が30万円のまま据え置かれたと、そういうことを言ってるわけでございます。それから、2%の根拠についてでございますけれども、これは繰り返しになりますけれども、根拠になっていないというような見解を述べられましたけど、私にはしっかりした根拠はあるんです。昨年2%であったので、ことしも2%、そういうふうにしたということです。私は既に繰り返しになりますけれども、27年のこの3月の定例会において、このことは、この任期中継続すべきであるということが根拠になっておりますので、それ以上のことは私は述べることはできないというより、述べる必要がないというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今のお答えなんですけども、要するに見解の相違であると言われてしまったら、しょうがないんですけども、私自身としては、議員としてその報酬額に見合う、それだけでなくってそれ以上の仕事をするのが当然の責務であろうというように思います。以上のことを考え合わせますと、今回の発議につきましては、山下議員の自己顕示欲以外の何物でもないとは私は判断いたしますが、そうではないと言い切れますか。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そういう捉え方をされるのは、まことに遺憾でございます。私は顕示欲も一つもございません。事実、真実、私は議員のこれは一つの捉え方として討論で私言おうと思うとったんですけども、外れるかもわかりませんが、私は合併が17年の11月7日ですね。17年の12月の定例会できょうの常勤特別職、町長初め確かに今と同じような形だったと思うんですけども、給与の何ぼかのカットがあったんですね。それで私はそのことについて質問したんです。すばらしい答弁をいただきました。なぜ、もう少し近い答弁がいただけるかと思うて、非常にこう期待をしとったんですけども、これは政治的判断です。そうおっしゃいました。私はまず質問するということについては、やはり議員も同調して幾らかはカットするのがふさわしくないかという思いで執行部の見解を尋ねたんですけども、当時の町長はしっかりと政治的判断ですとおっしゃいました。私はその言葉が今も心に重くありまして、残っておりまして、そういう精神は必要であるということをお教えいただいたということでありまして。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 反対が先ですか。

○議長（安部 重助君） 反対討論ございませんか。

次に賛成討論ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。提案者でありながら、討論に参加いたします。私はこの議案は何とか御賛同いただきたいというような強い思いで討論に参加いたします。まず、御承知のように、少し私は提案説明の中で28年度から一本算定、より財政状況が厳しくなりますというようなことを申し上げました。その根拠といたしまして、これは私なりに教えてもらったこと述べますが、この合併算定がえによりまして、どれだけほど金額が下がるかということなんですけど、ことしの全体で、以前は5億というような話がされておったんですけども、これは現時点においては2億7,000万というような、例えばそのときに6割ぐらいは保障されるん違うかなというようなこともおっしゃっておったんですけど、6割を超して減額は2億7,000万、28年度につきましては、2,700万円というようなことになると説明を受けております。述べましたように、神河町の議会議員の報酬は他町と比べまして決して多くはございません。そして、繰り返しになりますけれども、報酬審議会もよく頑張ってるよという評価も受けました。そういうことで、それやったら何も下げんでもよろしいがなということになるんですけども、理由に述べておりますように、やはりこの28年度というのは一つの大きな神河町としての区切り、方向をしっかりと見定めるときではないかなと、年ではないかなという思いが強うございます。それで、職員については、持ち家2,500円の方、71名程度になるようですけども、前々からの議論であったわけですけども、それも廃止すると。特別職は特別職で町長からのその思いも語られましたけれども、やはり一つの方針をしっかりと出されたというようなことを踏まえまして、何とかこの条例に賛成をしていただきたいというものでございます。ちなみに、私が荒っぽい計算で端数が違うかもわかりませんが、端数やなしに、多少の違いはあると思うんですけど、職員の住居手当につきましては、今申し上げましたように対象予定者が71人、これ一般会計なんですけれども、約138万の減額であるということのようです。それから、議員報酬について、私の計算ですけども、90万円弱ということになります。それから、特別職、町長、副町長、教育長さん、3名の方の額は約63万円だというふうに聞いております。ひとつ、こういったタイミングというんですか、もありますし、また議員の報酬というものは自分たちの手で考えてみましょうやというのが私の強い思いです。

そういうことで、また合併当初のお話もしましたんですけれども、そういうような一つの言葉、また私の思っていた方向というものを示していただいたという、私の基本的な考え方というものが非常にあると、私は決して軽々しい気持ちで皆さんに同調を求めているのではない、議員として考えましようやないかということも含めてのことであるということを認めていただきまして、皆さんの御賛同を得たいというように思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に反対者の発言を許します。ございませんか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。

反対の討論をいたします。この件につきましては、他市町を見る限り、全部撤廃しております。それと審議会の中においても、昨年度条例どおりの報酬に戻りまして、昨年は2%のカットでしたんですが、本年度においては自主判断に委ねるということであります。その中で、しっかりと我々の評価もしてもらっておる中で、自主判断としながら別にそれに従ってカットする必要はないと思います。しっかりと自分の報酬に基づいて議員活動するのが本来の姿だと思いますので、見方によれば2%カットした分だけおまえら仕事せんのかという声も入ってきますので、しっかりといただく報酬の中で議員活動するべきと思います。よって、反対といたします。

○議長（安部 重助君） 次に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 反対者の方、ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、討論を終結します。

発議第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立少数であります。よって、発議第2号は、否決しました。

日程第8 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第68回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 定例会閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は3月1日に開会され、本日までの25日間でした。町長から提案されました議案並びに議員発議は全て議了いたしました。課設置条例の一部改正、辺地計画の策定及び平成27年度最後の一般会計補正予算は総務文教常任委員会に、桜華園の条例制定及び指定管理者指定の件は産業建設常任委員会に、また、平成28年度各会計予算においては、議長を除く11名の議員による予算特別委員会に付託し、それぞれ長時間にわたり精力的に審議をしていただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

議員並びに執行部各位におかれましては、終始真剣な議論を交わされた結果、町長から提出されました議案、全てが承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力、また執行部におかれましても真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。

審議の過程におきまして議論されました内容については、十分考慮され、今後の町政執行に反映されるよう望みます。平成27年度もあとわずかとなりました。新年度に向けての締めくくりをしっかりとお願いいたします。

さて、3月末日をもって3名の職員が退職されます。藤原龍馬建設課参事、奥田瑞光中播北部クリーンセンター局長におかれましては、これまで長年にわたりいろいろな所管、職務につかれ、ただひたすら町発展のため、多くの諸問題にも的確に取り組み、

御尽力いただきました。また、大杉一恵幼稚園統括教諭におかれましても、幼児教育に細心の注意を払いながら、熱心に職務を全うされました。ここに衷心より感謝とお礼を申し上げます。今後も私たちの良きアドバイザーとして、健康には十分留意されて、新たな場で御活躍されますことをお祈り申し上げます。

いよいよ春本番を迎えます。今朝は大変寒い朝ではございましたが、これから新しい門出や新年度に向かって大きく躍動する季節になります。やるべき課題はたくさんあります。目標を誤ることなく、議会、執行部ともに力を合わせて町民皆様の付託に応えられるよう協力できる体制づくりが重要であります。

終わりに、神河町のさらなる発展と皆様方の御健勝にての御活躍を祈念しまして、第68回神河町議会定例会閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第68回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、議員各位に対しまして一言お礼を兼ねまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

去る3月1日から開会いたしました今期定例会には、平成27年度各会計の補正予算、平成28年度各会計予算、条例制定、改正、及び承認案件など、計49件を提出させていただきました。とりわけ、神河町の最大の課題であります地域創生、人口減少対策として、重点事業に位置づけました平成27年度補正予算での国の地方創生加速化交付金事業、平成28年度予算では、1つに神河町地域創生事業、2つに公立神崎総合病院北館改築事業、3つに峰山高原スキー場整備事業、4つに防災行政無線システム整備事業を中心に議員各位には本会議並びに各委員会を通じ、慎重審議の結果、全ての案件をそれぞれ可決賜り、まことにありがとうございました。

とりわけ、地域創生事業の推進と目標達成については、平成28年4月1日より、ひと・まち・みらい課を新設し、他課との連絡調整を強化し、全力で取り組んでまいります。

また、県との協議に長期間を要しました公立神崎総合病院北館建設につきましては、医療機器含めて総額30数億円を予定しており、合併特例債を6億2,000万円、残りを企業債の活用で建設をしてまいる予定としております。また、病院の運営につきましては、毎年運営補助といたしまして、当面の10年間は5億円を予定しておりまして、うち約2分の1が交付税措置をされるということになります。10年の繰り出しが50億であるとするならば、25億の直接の一般財源を確保をしていきながら、神河町は地域医療を確保することとしているわけであります。

特に総務文教常任委員会、予算特別委員会で多くの御意見をいただきました峰山高原スキー場整備事業につきましては、必ずや神河町の地域創生につながることを確信する次第であります。再度改めてスキー場建設について何点かのポイントを整理しておきたいと思います。

一つは、スキー場を盛り込む県立自然公園計画変更を含めて、兵庫県の支援協力があるということでございます。平成27年1月から兵庫県とともにスキー場整備に向けて始動をしたわけであります。

2つは、スキー場計画に伴う辺地対策事業計画について、県より異議なしの回答をいただいています。言うまでもなく、辺地対策事業の対象事業にスキー場は明記されているわけでございます。

3つは、スキー場計画は、峰山高原ホテルの指定管理問題から出発したプロジェクトであり、平成27年4月より株式会社マックアース社が指定管理となり、ホテル経営とともに冬場の集客対策からスキー場計画の提案をいただいたところから浮上したものであります。また、スキー場は神河町の地域創生における一つの企業誘致と位置づけているところであります。

4つは、神河町の最大の課題は人口減少対策、そのための地域創生アクションプログラムに基づく継続と強化の事業実施、自然環境を最大限に活用した観光交流人口増とリピーターの増加からの定住人口増加の取り組み、キャッチコピーは交流から定住へであります。

5つに、何といたっても、定住、移住を推進するための雇用の創出、その基本は播磨圏域を中心とした通勤圏域の中で考えることと、地域内に雇用を生み出すことにあります。観光政策、施設はその投資やリスクを含めて経済状況に大きく影響されますが、人口減少対策として、世界各国で重要政策として展開していることと日本の政策はもちろんのこと、全国各自治体が生き残りをかけて取り組んでいるわけであります。従来からの農林・商工・観光に加え、魅力ある高原を中心とした地域資源を活用して多くの人を招致し、地産地消から地産他消へと地域内経済循環を拡大することが、ひいては神河町の雇用の創出につながるわけであります。そして、このたびのスキー場計画は、冬場の集客の大幅な増加と、そして環境審議会の中でも多くの御提言をいただきました高原の四季を通じた新たな魅力発信による地域内消費と雇用拡大、そしてこの流れを高原、名水、銀の馬車道へとさらに拡大させることで、スキー場建設による経済効果の高まりは明らかであります。

6つに、いずれにいたしましても、本事業については、一般財源は使わないことから出発しているわけでありまして、言いかえれば辺地対策事業により、事業実施するスキー場建設費の一般財源相当分はもとより、維持管理費についてもスキー場を運営いただく指定管理者との指定管理契約書に基づく施設利用料で賄うという考え方であります。本日、観光レジャー産業は、100%企業出資でやればよいとの意見がございましたが、高度成長期ならともかく、バブル崩壊後の低成長の時代の中で観光事業による企業進出について、これが神河の地域活性化と新たな雇用につながるものであれば、お互いが共同で進めていくことが当然であり、現在の地域づくりは当たり前過ぎる常識であります。したがって、地方創生は以前のような行政だけ企業だけで実現などあり得ない、私が町

長に就任してからも産・学・官連携しての企業誘致に取り組んでまいりました。そして今、地方創生は国を挙げて産・学・官・金・労・言が連携協力してこそ、実現するとの指導のもと、神河の再生に向けて取り組むことが行政のやるべき方向であります。

地方創生に特効薬はございませんが、このたびのスキー場計画はまさしく神河での特効薬になるというふうに考えるわけでございます。一部の企業に支援するのはおかしいとの御意見もございましたが、神河町はこれまでも、そしてこれからも町内外問わず企業からの提案については同じ態度で臨んでまいります。

昨年も申し上げましたが、平成27年度では、地域創生先行型、兵庫県のリーディングプロジェクトの予算枠で中播磨においては、冬の大河内高原魅力創出プロジェクト「神河が贈る極上の冬時間」に1,000万円の事業配分をいただき、テレビ、新聞各社から取材いただき、注目をいただきました。平成28年度においても、引き続き中播磨県民センターと魅力発信事業として予算化いただいています。そのほか、平成28年度、国に要望しておりました神河の地域創生のキーワードである農林業の再生のための地方創生人材支援につきまして、農林水産省より派遣が決定いたしました。さらに、平成27年度補正予算、地方創生加速化交付金で申請しておりましたシングルマザー移住支援事業、神河アグリノベーション事業についても、申請額7,973万5,000円の満額の決定、そして昨年来より兵庫県からの御支援の中で進めてまいりました峰山高原スキー場建設につきましても、3月18日兵庫県の環境審議会自然環境部会において、県立自然公園の利用計画にスキー場を追加する答申が出され、そして今定例議会においてもスキー場関連議案可決いただきました。

中播磨県民センターの重要事業であります銀の馬車道140周年と日本遺産登録の取り組みとさらに勢いをつけるため、中播磨の魅力を生かした交流の地域づくりの銀の馬車道プロジェクトの推進事業として、兵庫県と神河町共同で取り組む道の駅、銀の馬車道神河の平成28年度末完成などなど、今確信を持って私は言えると思います。

神河に確実に順風が吹いてるんだということです。いよいよ地域創生アクションプログラムのスタートであります。順風を受けて職員一同全力で事業執行に当たってまいり決意であります。改めて、今定例議会で議員各位から頂戴いたしました御意見、御提言につきましては、執行部一同真摯に受けとめさせていただき、そして、健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまいります。議員各位には、引き続きの町政に対する御支援、御教授を心からお願いいたします。

ここで、平成27年度の特別交付税につきまして、18日付で交付決定を受け、22日に収入いたしましたので、報告いたします。

交付決定額は、5億2,650万円でございます。昨年と比較して1,480万円の増額となっております。今年度の特別交付税については、国の当初予算の伸びがマイナスとなっていることから、兵庫県とのヒアリングでは2.3%程度減額を想定する中で、要望していましたが、結果として対前年比2.9%の増額となりました。このことは、市町振

興課長と知事の特殊事情の協議により神河町の播磨連携中枢都市圏の取り組み、公立神崎総合病院など地域医療の取り組み、地方創生への取り組み、そしてフェニックス共済加入推進の取り組みなど、頑張っている神河町を応援していただいている結果であると聞いております。

なお、平成27年度の特別交付税当初予算額は、3億2,728万2,000円ですので、1億9,921万円の増額がございますが、この予算措置につきましては基金積み立て等の専決処分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、まだまだ寒暖の差が激しゅうございます。くれぐれも健康に御留意いただき御活躍くださいますよう、お祈りを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後0時04分
